

三商レポート

第十四話 「保証債務の相続の怖さ」

〈株〉三商 内藤 雄

(質問) 「私 (A) は、44 歳の主婦でパートタイマーとして働いています。私は養子で、養父 (B) の唯一の相続人です。その父が 3 年前に亡くなりました。父は土地と建物を所有し、一人で暮らしていました。その土地と建物の時価は約 500 万円くらいです。他に 15 万円の預金がありました。父が亡くなったことは当日知りましたが、父は年金生活者なので債務があるとは思っていませんでした。ところが、父は甥の住宅金融公庫に対する 5500 万円の債務の連帯保証人になっていました。その甥が死亡し、その相続人全員が相続放棄したので、公庫が連帯保証人の父に請求しようとしたところ既に死亡していたので、相続人の私に請求がありました。今から相続放棄ができるでしょうか。」

これも実際に裁判で争われたケースに基づく設例です。

前号でご紹介した昭和 59 年の最高裁判決では、連帯保証債務のあることを知ったときから 3 ヶ月の熟慮期間を起算できるとして、放棄が認められました。しかし、今回のケースでは、「熟慮期間が既に経過して法定単純承認したものとみなされる」として放棄が認められませんでした (最高裁平成 13 年 10 月 30 日決定)。昭和 59 年の判決では「相続財産が全くないと信じていた」ことが要件でした。ところが、今回のケースでは相続財産があることを知っていたので要件を満たしません。しかも、相続財産よりはるかに多い債務があることまでは全く知らなかったとしても、起算日の繰り下げを認めませんでした。

なんとも気の毒なケースだと思います。たまたまわずかな相続財産があり、それを知っていたために放棄が認められなかったわけです。公庫は B さんが生きていれば 500 万円の土地・建物と預金の 15 万円の合計 515 万円しか回収できなかったはずなのに、たまたま B さんが死んで相続人がいたので 5500 万円の回収が可能になりました。公庫にとってはまさに「ラッキー！」です。

亡くなった B さんは、まさか甥が死んだり、相続人の全員が相続放棄するとは予測できなかったでしょう。A さんにとってもまさに寝耳に水です。B さんが養子の A さんに保証債務があることを事前に言っておいてくれたら・・・、せめて甥の相続人が全員で放棄するときに A さんに行ってくれたら・・・と思います。

そもそも、法定単純承認を原則として、親の借金も当然に相続する今の法律の仕組みがおかしいともいえます。むしろ、親が残したプラスの財産の範囲内で借金を返せばよいとする「限定承認」が合理的であり相続の原則とすべきではないかと考えさせられるケースです。

ともあれ、今の相続制度の下では保証債務も相続されるので注意が必要です。保証債務は、主たる債務者が返済しなければ代わって返済する債務です。その特徴は、①その存在がわからない（言わない・隠す・忘れている）②金額が高額となる③ある日突然に請求が来る、などです。そのため、相続の財産分けが済んでから何年かして保証債務が出てくることもあります。この場合、もはや相続放棄や限定承認はできないので相続人の人生を狂わせてしまうことにもなります。そこで、①保証人にはならない②やむを得ず保証人になったら必ず保証契約書の控えをもらい保管する③時どき債権者に債務の残額を問い合わせし確認しておく④保証人になっていることを家族に伝えておく⑤保証していることを遺言書の付言や書面に書き残しておく、などが必要となります。

(2005年8月3日)